



今月の視点

役員退職金の確保法

～ 小規模共済と生命保険活用法【パートⅢ】 ～

I 社員退職金と役員退職金は全く違う

一般的に社員の場合、会社の退職金規定に従い、給与や年数、役職などに応じて退職金が支給されます。つまり、退職金は法定制度ではありませんが、終身雇用制度の名残として、給与の後払いという形で今なお広く使われています。いわば、社員の功績に応じた定年後の老後の生活資金という意味合いが強いです。

これに対して、役員退職金は社員の退職金とは全く違う特性であります。もちろん、退職金イコール老後資金の確保という面もあります。

オーナー社長は後継者が育つまで退任できません。会社は有限責任といっても事実上無限責任であります。銀行などの連帯保証人となり、自宅は不動産を担保に供しています。

役員が退任する場合、このような諸問題を解決しなければなりません。その解決として相応の役員退職金を確保して引き継ぐことは存続に関わる重要な経営課題です。そして、株主総会の決議で決まります。

【みらい経営グループ主催 初春・お笑いの会ご案内】

日時:令和2年1月21日(火)

14時～15時30分 <業績UPには> 経営計画発表会

16時～17時30分 初笑・お笑いの会 = 愛知大学 落語研究会OBによる公演 =

会場:税理士法人みらい経営 3Fセミナールーム

(地下鉄六番町駅より徒歩6分)

18時～ 新年懇親会

会場:オヤジダイニング「しょうぶ」(地下鉄神宮西駅より徒歩1分)

※同封の案内状もご覧ください。

【年末年始の休業日のお知らせ】

本年も昨年同様ご指導賜り、社員一同感謝します。

来年も引き続きご指導いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス・半田オフィス 社員一同



年末年始 休業期間:令和元年12月29日(日)～令和2年1月3日(金)

年始の営業開始は令和元年1月4日(土)

なお、急用の折は石川の携帯(090-1096-2477)へご連絡をお願い致します。

II 役員退職金の確保が難しい3つの理由

- (1) 一般的に高額な現金支出となる。役員退職金の原資が内部留保で賄えればいいが、いざ社長が退職しようとする時には会社に十分な現金がないことが起こりえます。現金があり、払えたとしてもその時の会社の利益状況が悪ければ、資金があっても赤字にしてまで役員退職金を支給できないこともあるでしょう。銀行から借り入れたとしても、返済は後継者がしなければなりません。
- (2) 利益構造と法人税の仕組みが内部留保による役員退職金の積立に適していない。会社の利益は、決して現金として残る訳ではありません。むしろ大半は在庫や売掛金の増加、固定資産などの形に変えていることが多いものです。会計上、利益は出ているはずなのに現金はない、それでも法人税等は現金納付です。その中で、役員退職金の積立を内部留保で長期に渡り積み立てることは難しいことです。
- (3) 退職金の支払いが支払年度の業績を圧迫することになります。また、退職金を支出するときは会社から多額の現金が出ていくため、その際に大きな赤字を計上することは極力避けたいものです。会社の財務状態を安定させることを考えると、退職金の原資を積み立てている間は損金を計上して法人税負担を軽減し、逆に退職金として支出するときは益金を計上して赤字と相殺するというのが理想的です。そういうプランは内部留保では不可能で、社外の積立を検討しましょう。公的な共済制度、民間の生命保険などの活用することがコツです。

III 中小企業倒産防止共済はこんな制度

取引先が倒産して多額の売掛金が回収できなくなったために自分の会社が倒産してしまうといった事態などに備えるための制度です。そういった特徴に加え、掛金の全額損金が認められており、掛金を全額損金算入しながら必要な資金を積み立てることができます。メリットは以下の6点です。

- ① 掛金を月額5,000円～20万円の範囲で設定、変更できる。
- ② 年240万円、累計800万円(3年4ヵ月分)まで全額が損金に算入できる。
- ③ 40ヵ月(3年4ヵ月)以上加入していれば解約時の掛金全額が戻ってくる。
- ④ 無担保・低利率での貸付が受けられる。
- ⑤ 取引先が倒産して債権回収が困難な場合に、払い込んだ掛金の10倍(最大8,000万円)まで共済金の貸付が受けられる。
- ⑥ いつでも解約でき、また再加入もできる。

最終的に掛金の全額を取り戻せます。それを経営者・役員の退職金の充てることが可能です。ただし、最大でも年間240万円、合計800万円が上限です。

IV 小規模企業共済はこんな制度

個人事業主や中小企業の経営者が、老後の生活資金等を積み立てるために個人で加入できる制度です。

- ① 掛金を月1,000円～7万円の範囲で決められる。
- ② 会社が掛金の額を給与として支給すれば全額損金に算入される。
- ③ 経営者個人は掛金について所得税がかからない。

④ 契約者貸付制度が利用できる。

掛金の分を経営者の給与に上乗せするという形をとれば掛金の額が損金に算入できます。所得から控除されますので、経営者の側でも所得税はかかりません。ただし、以下のようなデメリットがあります。

- ① 加入後約20年経たずに解約すると掛金は全額は返らない。
- ② 掛金を減額すると減額分はその後運用されないまま放置される。

V 生命保険は役員退職金の準備に最適な金融商品

適正な保険料（＝支払い余力）、受取額（＝積み立てたい金額）、出口（＝受取時期）をいつに設定するかなど、会社・経営者の状況に応じて適正な商品を選べば、会社の財務状況にあわせて最適なプランニングができます。

生命保険が役員退職金準備に最適と言える理由は、以下の3点です。

- ① 退職金支払い時の資金繰りを圧迫しない。
- ② 税金の繰延効果のケースもあり得る。
- ③ 死亡保険金として活用できる。

VI 生命保険を役員退職金の積立てに使うときの留意点

(1) 商品種類

積立て機能があるタイプの生命保険でないと退職金対策には不向きです。

(2) 保障額、保険料

役員にいくらの保障が適切かを定めることは、とても大切です。

(3) 出口戦略

役員退職金の積立て目的で使われる商品で多いのが、長期定期保険、逡増定期保険、養老保険という3種類の保険です。

(4) 被保険者を誰にするか

被保険者を誰にするかということもポイントです。対象となる役員の解約時期と金額が決まっていれば、健康な若い被保険者のほうが積立て効率がよく、あらかじめ退任時期などが決められないような場合は会社にとって最もキーマンとなる方を被保険者とされたほうがよいでしょう。

VII 貯蓄型の生命保険の種類と活用法

・ 長期平準定期保険

保険期間が長いことが特徴の保険です。定期保険の場合、原則として掛捨て保険となるのですが、保険期間が長いと途中解約で高額な解約返戻金が生じます。

・ 逡増定期保険

定期保険ですが、一定期間が経過したのちに保障金額が増えることが特徴の保険です。長期定期保険に比べ、一般的に保険料が数倍大きくなるため、より経営戦略が必要な保

険といえるでしょう。

- ・ **養老保険**
保険期間中の死亡・高度障害のリスクをカバーしつつ、満期後は満期保険金が受け取れます。
- ・ **全損型の定期保険**
死亡保障+介護保障や三大疾病保障など、複数の保障があるタイプが市場に多く投入されています。
- ・ **法人型がん保険**
全体的に見れば長期定期保険や遡増定期保険に比べると返戻率は劣ります。

VIII 退職金代わりに保障を受けられる生命保険もある

- ・ **終身医療保険**
原則として満期保険金や解約返戻金はありません。支払いは会社で経費として払い、退任時に退職金の一部として受け取り、保障は個人が一生受けられるというものです。
- ・ **がん保険**
支払期間は一定期間、保障は一生で全額損金算入できるタイプもあります。



公的な共済、民間の法人生命保険、どちらの手法も長所、短所がありますが、公的な共済制度と生命保険を併用した二段階の退職金制度です。最低限の保障は公的な共済制度で、それ以上の役員退職金積立てについては生命保険の積立てにより確保する手法が効果的でしょう。目的に応じて、経営戦略上、最良と思われるプランを選択することが必要かと思われます。

石川 光男

今後のセミナー

FAXにてお申込みをお願いします。

- 12月26日(木) 一般社団法人 全国相続協会
テーマ 「 障がい福祉サービス施設の申請・管理から運営まで 」
講師 竹田 勲 氏 (行政書士)
時間 17:30~19:00 会費 1,000円
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

熱田・港倫理法人会のセミナー

お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

- 12月19日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 希望は心の太陽である 」
講師 近 靖彦 氏
時間 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ
- 12月26日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 会員スピーチ 」
時間 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ

〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15 TEL 052-331-6411

12月の税務と労務

- ・ 10月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(1月6日)
- ・ 4月の決算法人の中間申告、納税 期限(1月6日)
- ・ 4月の決算法人の消費税の中間申告 期限(1月6日)
- ・ 11月分源泉所得税納付 期限(12月10日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

mbara623@k6.dion.ne.jp